

日医発第372号（保75）  
令和元年7月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

### 検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査2件（E2（既存項目・変更あり））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和元年7月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌9月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（令和元年. 6. 28 保医発0628第1号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0628 第 1 号  
令和元年 6 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和元年 7 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 7 (24) を次のように改める。

- (24) 原発性骨粗鬆症の患者に対して、E C L I A 法、C L I A 法又は C L E I A 法により 25-ヒドロキシビタミン D を測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回に限り、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「30」心筋トロポニン I、K L - 6 の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(23) (略)</p> <p>(24) <u>原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。</u></p> <p>(25)～(52) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(23) (略)</p> <p>(24) <u>ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD</u> <u>ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。</u> <u>ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。</u></p> <p>(25)～(52) (略)</p>

# 新たに保険適用が認められた検査

令和元年 6 月 28 日 保医発 0628 第 1 号（令和元年 7 月 1 日適用）

No.1

測定項目	25-ヒドロキシビタミンD
販売名	25-OHビタミンD・アボット
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	化学発光免疫測定法（CLIA 法）
主な測定目的	血清又は血漿中の25-ヒドロキシビタミンD濃度の測定
準用点数	D007 血液化学検査 30 KL-6 117点

## ＜関連する留意事項の改正＞

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を以下のように改める。

（変更箇所下線部）

改正後	改正前
第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料  D007 血液化学検査 (1)～(23) (略) <u>(24) 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。</u>  (25)～(52) (略)	第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料  D007 血液化学検査 (1)～(23) (略) <u>(24) ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD</u> <u>ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。</u> <u>ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。</u>  (25)～(52) (略)

No.2

測定項目	25-ヒドロキシビタミンD
販売名	ルミパルス 25-OHビタミンD
区分	E2 (既存項目・変更あり)
測定方法	化学発光酵素免疫測定法 (CLEIA法)
主な測定目的	血清又は血漿中の25-ヒドロキシビタミンD (25-OHビタミンD) 濃度の測定
準用点数	D007 血液化学検査 30 KL-6 117点

＜関連する留意事項の改正＞

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を以下のように改める。

(変更箇所下線部)

改正後	改正前
第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料  D007 血液化学検査 (1)～(23) (略) <u>(24) 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。</u>  (25)～(52) (略)	第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料  D007 血液化学検査 (1)～(23) (略) <u>(24) ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD</u> <u>ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。</u> <u>ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。</u>  (25)～(52) (略)

(日本医師会医療保険課)